

— 令和5年度事業報告 —

(一社)九州貸切バス適正化センター

1. 令和5年度業務状況

令和5年4月1日	負担金の請求書発送
令和5年6月13日	第1回適正化センター理事会
令和5年6月13日	適正化センター通常総会
令和5年6月23日	第1回諮問委員会
令和5年6月15日	令和4年度事業報告書、貸借対照表、収支決算書、 及び財産目録を九州運輸局に提出
令和5年6月22日	第2回適正化センター理事会（書面開催）
令和5年7月3日	諮問委員会委員の再任について局長の認可
令和5年7月13日	適正化センター臨時総会（書面開催）
令和5年7月18日	理事の改選（金子理事→愛野理事、 中島理事→岩崎理事）及び再任について局長の認可
令和5年7月26日	監事の改選（改元監事→鳩野監事） について局長の認可
令和5年11月13日	適正化事業指導員の意見交換・研修会
令和5年12月6日	全国貸切バス適正化機関連絡会議
令和6年2月29日	第2回適正化センター理事会
令和6年3月7日	第2回諮問委員会
令和6年3月11日	収支予算・事業計画ならびに負担金の額及び徴収方法 について局長の認可

運輸局との連絡会議

令和5年4月12日、5月10日、6月14日、7月12日、8月9日
9月13日、10月11日、11月8日、12月13日、
令和6年1月17日、2月14日、3月13日

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

- ・3月末現在、417件、巡回指導を実施。

	事業計画（令和6年3月末日まで）			実績（令和6年3月末日まで）		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	166	—	166	143	—	143
佐賀	29	—	29	22	—	22
長崎	15	47	62	14	40	54
熊本	63	—	63	60	—	60
大分	8	25	33	7	16	23
宮崎	42	—	42	39	—	39
鹿児島	85	—	85	76	—	76
合計	408	72	480	361	56	417

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

(3) 優良営業所に対する特例（令和5年10月より適用）

貸切バス事業者安全性評価制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者で令和3年度及び令和4年度のいずれの巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所 本年度対象営業所 51営業所

(4) 特定の営業所に対する再巡回（令和5年10月より適用）

評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

- ・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって5段階評価

	A	B(指摘無し)	B	C	D	E	計
福岡	68	22	51	2			143
佐賀	12	2	8				22
長崎	14	9	20	10		1	54
熊本	34	9	17				60
大分	14	4	5				23
宮崎	14	8	16	1			39
鹿児島	32	12	31	1			76
合計	188	66	148	14		1	417
割合	45.1%	15.8%	35.5%	3.4%	—	0.2%	100%

「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所 36 営業所
 本年度の再巡回対象営業所 18 営業所（10月以降の巡回指導が対象）
 速報事案 1 営業所（指導監督未実施）

【参考】

評価分類	分類方法
A	「否」が2年連続でないもの
B	「適」の割合が90%以上（Aを除くもの）
C	「適」の割合が70%以上90%未満
D	「適」の割合が50%以上70%未満
E	「適」の割合が50%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	47
届出運賃の適正な収受	36
特定の運転者に対する特別な指導	36
所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	35
運送引受書の作成、交付、保存	31
乗務員台帳の作成、保存	28
運行指示書の作成、指示、携行、保存	24
点呼の実施及び記録、保存	24
定期点検整備及び点検整備記録簿	23
特定の運転者に対する適性診断	22

別紙 項目別指導結果

4. 巡回指導業務の公正かつ的確な実施

(1) 適正化指導員の研修等

令和5年1月13日に適正化事業指導員の意見交換・研修会を開催した。適正化センター及びバス協会の指導員が集合し、運輸局からの講師により、最近の貸切バス事業に関する行政の動向や安全施策の変更について研修を受け、意見交換等も行った。

- ・自動車事故対策機構主催による、運行管理者等指導講習の受講
- ・九州運輸局自動車事故防止セミナーの聴講

(2) 全国貸切バス適正化機関連絡会議

令和5年12月6日にオンラインによる開催

会議においては、各適正化機関より今年度の進捗状況、今後の巡回指導の方法、負担金納付、適正化機関の体制整備等についての報告を行い、意見交換、問題の共有や認識の統一を図った。

5. 運輸局との連携

- 本年度は、センターと運輸局との対面方式での連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指

導を行っている。

- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

6. 負担金の納入状況

令和5年4月1日 負担金の請求書発送

(331 事業者 449 営業所 345 通 42,372,220 円)

負担金未納付事業者に係る運輸局への報告

当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者については、運輸局に報告を行った。

令和5年9月4日 第1回目負担金未納督促 (9 事業者あて)

令和5年10月2日 第2回目負担金未納督促 (6 事業者あて)

令和5年12月1日 負担金未納事業者にかかる報告について

九州運輸局に提出 (3 事業者あて)

令和6年3月31日 未納なし